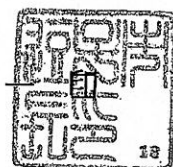


2 6 諮 問 第 8 号
2014 年 (平成 26 年) 4 月 18 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



臨時福祉給付金支給事務に係る個人情報の本人外収集・
目的外利用及び本人通知の省略について (諮問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項、並びに第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 社会福祉課
臨時給付金担当 吉井
内線 222

(別 添)

担当所管名		福祉部社会福祉課臨時給付金担当
事務の名称		臨時福祉給付金支給事務
諮問の概要		臨時福祉給付金支給事務において、事前に支給対象外の者及び加算対象者のリストを備えることによって、事務の適正・効率的な執行を行うため。
事務の目的及び根拠法令等		臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月より消費税率が 8 %に引き上げられることに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として一定の基準を満たした者へ給付金を支給することが閣議決定されたもの。
対象となる個人の類型・対象者数		①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等（別添のとおり）の受給者 ②毒ガス障害者対策手当の受給者 ③新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金の受給者
第 8 条 関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	【個人情報の内容】氏名・生年月日・性別・住所 【収集先】①日本年金機構 ②厚生労働省健康局 ③厚生労働省健康局
	本人以外から収集する必要性等	臨時福祉給付金支給事務において、老齢基礎年金等の受給者は加算措置の対象となるため、事前に所管している団体等により受給者情報の提供を受けることでの確かつ効率的な審査を行う。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：加算対象者にのうち、給付金対象者については、支給の決定通知書を送付するため、当該個人情報の本人外収集における通知を省略しても、本人の不利益になるものではない。また、加算対象者のうち、給付金対象外となる者に対しては、結果的に本人に不必要な通知を受け、無用の煩わしさを感じるだけでなく、いたずらに行政事務の非効率さと煩雑さを招くことになる。）
第 10 条 関係	目的外利用する個人情報の内容	①臨時福祉給付金の基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点における被保護者（保護が停止されている者を除く。） ②平成 26 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止となった者 氏名・生年月日・性別・住所
	利用元	福祉部社会福祉課保護係

	利用の理由	①生活保護制度の被保護者については、保護基準の改定により、消費税率の引き上げによる負担増への対応を行うことから、臨時福祉給付金の支給対象外としている。 ②①に該当する場合であっても②に該当する場合は臨時福祉給付金の支給対象となる。 事前に上記2件に該当する者の情報提供を受けることにより、的確かつ効率的な審査を行う。
	本人通知	□実施 ■省略（理由：給付金対象者については、支給の決定通知書を送付するため、当該個人情報の目的外利用における通知を省略しても、本人の不利益になるものではない。また、給付金対象外となる者に対しては、結果的に本人に不必要な通知を受け、無用の煩わしさを感じるだけでなく、いたずらに行政事務の非効率さと煩雑さを招くことになる。）